

1 基礎資格・修得単位数等

2 在職年数の計算方法

| | | |
|--|--|---|
| 【大原則】勤務期間の最低在職年数の対象となるのは、「教育職員(教諭、助教諭、常勤講師、非常勤講師等)」としての期間に限る ※養護教諭(助教諭)、栄養教諭としての期間は含まない | | (注1)校長、副校長、教頭、園長等の期間は、最低在職年数期間には含まれない ※教諭兼務期間は含むことができる (上記1の3年又は5年を超える期間には含むことができる(加算対象)) (注2)支援員、サポーター、T2等の期間は、いずれの期間にも含むことができない |
| 1 正規の教諭、助教諭、常勤講師の場合 | 勤務期間は月割計算が基本。1日でも欠けた日がある月は、カウントしない (日割り加算有) | ※勤務期間(任用期間)は、辞令や雇用条件通知書などで確認 (例)勤務期間:令和4年4月1日～令和5年3月30日の場合 → 11か月と30日 ※1年(12か月)ではない |
| 2 非常勤講師の場合 | 週時間数が12時間以上／12時間未満で、計算方法が異なる | |
| ① 週12時間以上勤務の場合 | 1日でも欠けた日がある月はカウントしない (日割り加算無) | (例)勤務期間:令和4年4月1日～令和5年3月30日の場合 → 11か月 (日割り加算無) |
| ② 週12時間未満勤務の場合 | 以下の計算式に当てはめて算出 週時間数／12時間 × 勤務期間(月数) = 対象となる勤務期間 ※小数点以下切り捨て | ※計算式の「勤務期間(月数)」は、月初から月末までを通して勤務した月のみ算入可 (例)勤務期間:令和4年10月15日～令和5年3月30日の場合 → 4か月(11月～2月のみ) |

3 授与申請に必要な書類等 【検定による授与】

| | | |
|---|--|--|
| ※必要書類等は、各申請ごとに1セット必要です。(⑩返信用封筒を除く) | | |
| ①申請書、②履歴書、③宣誓書 | 「③宣誓書」は、現役の教員ではない者が要提出(保育士も要提出) | ・「①申請書」の連絡先には、日中に繋がる連絡先(携帯電話番号など)を記入してください ・「②履歴書」「③宣誓書」の署名欄は、必ず自筆で署名してください |
| ④手数料 | 申請手数料:5,000円 ※5,000円分の岐阜県収入証紙を「①申請書」に貼付 | ・県外在住者など、岐阜県収入証紙の入手が困難な方は、郵便局で5,000円分の「定額小為替」を購入し、同封してください ・「定額小為替」の「お名前」欄には、何も書かないでください |
| ⑤学力に関する証明書【原本】 | 上記1に定める単位の修得を示す「学力に関する証明書」 | ・必ず「学力に関する証明書」であること(単位修得証明書、成績証明書などは不可) ・認定講習での修得単位は、「別表第3」対応のものであること |
| ⑥既に所有している免許状の写し または、免許状授与証明書【原本】 | 免許状が手許にない場合は、免許状授与証明書(原本)の提出が必要 | ・今回の免許状授与申請の基礎免許となる免許状の写しは必須 ・免許状授与証明書(原本)は、免許状を授与された都道府県教育委員会に申請 |
| ⑦人物に関する証明書【原本】 | 現勤務校(離職者は、直近の勤務校等)に作成を依頼 | ※証明から3ヶ月以内のもの ・「証明者」は、校長・園長など ・「実務証明責任者」は、教育長、法人の理事長など(任用者、雇用者) ・岐阜県の県立学校の場合は、「実務証明責任者」欄は記入不要 ・「⑨身体に関する証明書」を医師が証明・作成する場合は、「証明者」欄に医師が記入・押印 ・「証明者」「実務証明責任者」としての押印は、職印であること(私印不可) |
| ⑧実務に関する証明書【原本】 | 最低在職年数を満たすよう、これまでの勤務校に作成を依頼 | |
| ⑨身体に関する証明書【原本】 | 現在有職者は、勤務先の健康診断結果を基に勤務先が証明 無職の者は、医師の証明 | |
| ⑩返信用封筒 | 角型2号 切手貼付 530円(申請する免許状が4枚以内の場合) 620円(5枚以上の場合) | ・表面に住所、宛名(「○○様」)を明記し、 「簡易書留」と朱書き してください ・裏面に「〒500-8570 岐阜県教育委員会義務教育課免許係」と明記してください |
| ◆その他 ⑪戸籍抄本など ※発行から3ヶ月以内のもの | 以下の場合には、現在の氏名・本籍地と、旧姓・旧本籍地や通称名との関係が証明できる書類として、「戸籍抄本」などの提出が必要 ・提出書類と現在(申請書)とて、氏名または本籍(都道府県名)が異なる場合 ・免許状に、旧姓や通称名の記載を希望する場合 | ・戸籍抄本で現在の氏名・本籍地と旧姓・旧本籍地の関係が証明できない場合は、関係性を示すもの(例:改正原戸籍など)の提出が必要です ※詳細は、現在戸籍(本籍)を置いている市町村役場でお尋ねください |